

佐賀県規則第56号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2及び別表第3の備考の2並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償	給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2、 <u>別表第3の備考の2及び別表第4のイの備考の2</u> 並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償
略		略	

改正前	改正後
<p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 資金前渡による給与の支払は、各所属の資金前渡職員が行うものとする。</p> <p>2 職員に給与の支払をしようとするときは、別に定める様式の給与支給内訳書又は期末・勤勉手当支給内訳書の受領印欄に、それぞれ当該職員の受領印を徴しなければならない。ただし、職員が口座振込みにより給与の全額の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 前項の場合において、職員が電子計算組織を利用して給与の支払を確認する操作を行ったときは、当該操作をもって、前項に規定する受領印の徴取に代えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の場合においては、職員別給与簿の作成を省略することができる。</u></p> <p><u>5～7 略</u></p>	<p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 資金前渡による給与の支払 (<u>佐賀県職員給与条例第2条の3各号又は佐賀県公立学校職員給与条例第4条の2各号に掲げるものの額に相当する額 (次項において「現金加算額」という。)</u>を給与から控除し、各所属の長の管理する口座に振り替えることを含む。次項及び第4項において同じ。) は、各所属の資金前渡職員が行うものとする。</p> <p>2 職員に給与の支払をしようとするときは、別に定める様式の給与支給内訳書又は期末・勤勉手当支給内訳書の受領印欄に、それぞれ当該職員の受領印を徴しなければならない。ただし、職員が口座振込みにより、<u>給与の全額又は給与から現金加算額を控除した額の全部</u>の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 前項の場合においては、職員別給与簿の作成を省略することができる。</u></p> <p><u>4～6 略</u></p>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の電子計算組織による給与支給事務等処理規則第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。